

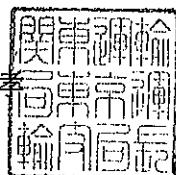


東運整第675号  
平成15年10月7日

社団法人 東京都自動車整備振興会  
会長 塩沢 優介 殿

東京運輸支局長

久松



### 指定自動車整備事業者の法令遵守の徹底について

指定自動車整備事業者による不正行為の防止については、これまで監査、研修等の時期を捉え、ことある毎に注意を喚起してきたところである。

しかしながら、今般、当支局管内の立入監査でフロントマンと自動車検査員が関与して、点検・整備及び検査を実施しないで保安基準適合証等を交付し、自動車検査証の有効期間の更新（いわゆるペーパー車検）を行うという不正行為の事実が判明した。

このような不正行為は指定整備事業制度の根幹を揺るがしかねない重大かつ悪質な行為であり、誠に遺憾である。

かかる不正行為の再発防止を期するため、先に「指定自動車整備事業に係る不正行為の防止の再徹底について」（平成15年9月12日付け、東運整第609号）を発したところであるが、引き続き万全を期するため、傘下の指定自動車整備事業者等に対し、法令遵守の再徹底を図るとともに、保安基準適合証交付責任者及び事業場管理責任者による事業場内の処理体制の点検を適時実施し、その状況について充分な把握をするよう周知されたい。